



# 栃木県公報

平成26年  
8月19日(火)  
号外  
第51号

## 目次

### 公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 1

## 公 告

### ○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所及び壬生町都市計画課において平成26年8月19日から同年9月2日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成26年8月19日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 公聴会の日時及び場所

##### (1) 日時

平成26年9月11日（木）午後6時30分から

##### (2) 場所

壬生町大字安塚1179番地

壬生町南犬飼地区公民館中会議室

#### 2 都市計画の構想

##### (1) 都市計画の名称及び種類

宇都宮都市計画の区域区分

##### (2) 新たに市街化区域に編入する土地の区域

壬生町大字北小林、大字助谷及び大字安塚の各一部

#### 3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課（電話0282-23-3593）に問い合わせること。

（都市計画課）